

規制シート(様式)

150198300250001

平成28年12月20日

規制の名称	技術士試験及び登録等	所管府省	文部科学省
根拠法令等	技術士法(昭和58年法律第25号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	科学技術・学術政策局人材政策課課長 塩崎 正晴
規制目的	技術士等の資格を定め、その業務の適正を図り、もつて科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的とする		
規制内容の概要	技術士第一次試験に合格した者は、技術士補となる資格を有する(技術士試験の実施) 技術士第二次試験に合格した者は、技術士となる資格を有する(技術士試験の実施) 技術士(補)となる資格を有するものは、登録しなければ技術士(補)の名称を用いることができない(技術士(補)の登録)、また、登録事項に変更が生じた際は届出が必要となる。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	技術士は名称独占資格であり、技術士資格の信頼性の確保及び有資格者の業務の適正を図るという目的においては、現在の試験及び登録制度は過剰な規制と言える状況ではない。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		